

令和 6 年

桑折町農業委員会会議録

第 1 1 回総会

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時- 令和6年11月15日 午9時28分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 佐 藤 孝

3 寺 島 智 史

5 大 泉 忠 志

7 菅 野 昭 一

9 浅 野 国 英

2 高 橋 貢

4 佐 藤 親

6 山 家 修

8 蓬 田 浩 幸

10 佐 藤 徳 雄

農地利用最適化推進委員

松原・成田 地区 関 根 辰 雄

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員1名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第32号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 鈴 木 清 志

係 長 佐 藤 剛 史

主任主査 後 藤 尚 子

主 査 小野地 俊 介

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただいまから令和6年第11回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

8番 蓬田 浩幸 委員

9番 浅野 国英 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2、議案第30号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第30号、農地法第3条許可 整理番号1、2を朗読後、説明】

今回の案件は2件とも売買による所有権移転となります。

整理番号1は、町内農業者への譲渡です。当該農地は現在未耕作で、今後は農用資材置場及び野菜の栽培を予定しているということです。

整理番号2は、町内の農業法人への譲渡で、引き続き水稻栽培を行うということです。2件とも、耕作者の変更があっても周辺農地への影響はほとんど考えられません。

なお、整理番号2の法人ですが、昨年農業法人として新規設立され、今年度、譲

渡人を含む複数の地域農業者の指導の下、現地で研修を積んでおります。今後も指導を受けながら万正寺地区を中心に経営規模拡大を図る予定ということです。

以上のことから、別紙調査書のとおり３条許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。議案第３０号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第３０号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、総会日程第３、議案第３１号「農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第３１号、農地法第５条計画変更申請 整理番号３、４を朗読後、説明】

整理番号３及び４については、イオンモール鉄塔建設工事のための資材置き場として一時転用許可を受けている件で、工期延長のための許可期間延長と、工法変更のための一時転用箇所の追加申請を行うものです。

具体的には、転用許可期間の終期を、令和６年１２月３１日から令和７年３月３１日に３カ月延長し、鉄塔１基建設現場の表土置場を拡張したいという内容になっています。

本申請について、既に一時転用許可を出している農地については、転用許可期間の延長であり、また追加申請の農地は農振農用地ではありますが、土砂及び鉄板による保護をして、工事後は撤去する予定をいうことで、一時的に転用したとしても、

周辺の農地への影響はないものと考えます。

以上のことから、今回の転用申請を許可することは、やむを得ないと考えます。

なお、松原地区担当の関根推進委員より、転用はやむを得ないとする現地調査報告書が提出されております

会 長 ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、松原地区担当の 関根辰雄 推進委員、補足説明があればお願いします。

関根委員 ございません。

会 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第31号は、原案のとおり決定いたしました。
つづきまして、総会日程第4、議案第32号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、議事参与の制限の関係で、分けて審議することにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長 それでは、議事参与の制限の関係で整理番号5から49について、先に審議いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第 3 2 号、旧農業経営基盤強化促進法 整理番号 5 から 9（所有権）、1 0 から 4 9（利用権）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

整理番号 5 から 9 については、所有権移転となります。いずれも譲受人が耕作する農地の隣接地もしくは近接地であり、農地の集約化を図られる内容となっております。

整理番号 1 0 から 4 9 については、利用権設定となります。

以上 5 件の所有権移転及び 4 0 件の利用権設定については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

（質問発言なし）

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。整理番号 5 から 4 9 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

会 長

全員賛成ですので、整理番号 5 から 4 9 について、原案のとおり決定いたしました。

つぎに、整理番号 5 0 から 5 2 については、4 番 佐藤 親 委員が代表を務める農業法人が設定人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第 1 6 条の規定による議事参与の制限により、整理番号 5 0 から 5 2 の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

（4 番 佐藤 親 委員 退席）

会 長

整理番号 5 0 から 5 2 について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第３２号、旧農業経営基盤強化促進法 整理番号５０から５２（利用権）を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

整理番号５０から５２については、利用権設定となります。

以上３件の利用権設定については、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

（質問発言なし）

事務局

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号５０から５２について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

会 長

全員賛成ですので、整理番号５０から５２は原案のとおり決定いたしました。

（４番 佐藤 親 委員 入室し着席）

会 長

以上を持ちまして、第１１回総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和６年第１１回総会を閉会いたします。

閉 会（午前９時４０分）

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年11月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人